

國第一回參議院決算委員會會議錄第二號

- 建設省の設置に關する陳情（第三十
六號）

○建築行政の地方移管に關する陳情
(第四十號)

○建設省の設置に關する陳情（第七十
一號）

○労働省設置法案（内閣送付）

○昭和二十年度歳入歳出總決算（内閣
提出）

○昭和二十年度特別會計歳出決算（内
閣提出）

○昭和二十年度歳入歳出決算検査報告
(内閣提出)

○建設省の設置に關する陳情（第八十
三號）

○建設省の設置に關する陳情（第八十
六號）

○建設省の設置に關する陳情（第九十
三號）

○建設省の設置に關する陳情（第一百三
六號）

○本日の會議に付した事件

○分科擔當委員選定の件

○審査方針に關する件

○委員長（下條康慶君） それでは只今
より決算委員會を開會いたします。

最初に、前回の委員會で、分科を三
分科設けまして、その御擔當者は委員
長に御一任になりましたわけでありま
すが、委員長は各委員の御希望を伺い
まして、かがよう決定いたしました。

昭和二十二年七月二十九日（火曜日）午
前十時五十分開會

（號）

昭和二十二年七月二十九日（火曜日）午
前十時五十分開會

第一分科	田中 利勝	西山 龟七
第二分科	吉川末次郎	今泉 政喜
	谷口彌三郎	小野 哲
	新谷寅三郎	山下 義信
第三分科	千田 正	西田 天香
	岩崎正三郎	太田 敏兄
	北村 一男	田方 進
	平野善次郎	鈴木 慶一
	伊達源一郎	帆足 計
	西園寺公一	
それまで分科に主査、副主査を設けます すわけであります、主査は理事が兼ね 任せることに前回から決つております す。何分科にどなたがなるかといふ問 題と、副主査の御選任をして戴きたい と思います。それは散會後、各分科を お開きの上、御選定を願いたいと思いま す。		
この際御報告申し上げたいと思いま すが、専門員と書記のこととであります すが、前回委員長に御一任になつてお りますので、私の手許で銛術いたしま して、各理事とも御相談申上げ、専門 員のうち一名は、現在東京帝國大學經 濟學部教授森莊三郎君に、この間まで あります。近く審議が終れば選任せら れます。		

れることと思います。御本人も非常に熱意をもつて決算委員會の専門員に御就任になり、一生を捧げてこの決算並に行政機構の審査に當りたいということあります。

それからもう一つは、書記の一人が選任ができました。これは日本大學の経済學部の大學院に入つておりますのでありますが、非常に優秀な學生であります。今回こちらに來て貰うことになりました吉原和孝君。これも審査が済みまして近く任命になることと思います。この段御報告申上げます。

この委員會に付託せられた事件は、法律案としては労働省設置法案、決算といたしまして昭和二十年度歳入歳出總決算、並に同年度の各特別會計歳入歳出決算が付託せられております。この他に建設省設置に関する請願が、今のところ合せて七件陳情書が付託になつております。その外建設省設置に関する請願も出ておるようになります。

それから、決算の審査につきまして、審査の方針というようなものを決めてから、審査にかかつた方がいいのではないかと思ひます。これは前回お手配にお廻してある筈でござりますが、それはこの委員會で審議を續けますか、如何いたしましようか。

○小川友三君 審査方法は小委員會によつて審査したいと思います。それか

ら建設省問題ですが、これは財政企画委員會と合同委員會を開いて、兩委員會の緊密なる連絡の下にやつて行きたいと思います。

○委員長(下條康齊君) 決算の審議の方法、例えば決算議定細則というよくなきものがこの前あつたよろですが、こういうようく審議の方針を大體決めて置きました。それに基いて審議に入りますが、という意味において、かような案を考へるために、小委員會を設けることにしておきます。

「異議ございませんですか。」

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(下條康齊君) 小委員の設は方はどういうふうに……。

○山下義信君 只今の小委員の員數、人名は委員長の御指名に御一任したいと思いますが、よろしくお願ひいたい

ます。

○委員長(下條康齊君) 小委員の員數並に氏名は委員長に御一任になつたものとしてよろしくございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(下條康齊君) それでは員數は七名として、理事三名と、それから後で御選定になる副主査三名と、更に委員長を加えた七名としたいと思います。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○委員長(下條康齊君) それから勞務省設置法案につきまして、實は今日衆議院の方でもこの問題の委員會がござりますので、關係大臣並に政府委員が御出席ができないのでござります。連絡のために労働基準局長が見えてお

ますけれども、御専門でないよでござりますから、説明を伺うのは次回に譲りまして、取あえずこの労働省設置法案の取扱い方につきまして、一應皆さんと御懇談をしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(下條康齋君) 速記を止めて戴きます。

○山下義信君 先程懇談會がございましたとして、各委員からいろいろ御意見が出ましたのであります。誠に傾聽に値すべき尊い御意見でございまして、この行政機構に關する問題につきましては、あくまで本決算委員會がその任務とするところである、その建前を堅持しまして、但し行政機構に關しまする問題は、實に及ぼすところが廣汎で且つ非常に重要なことでありますから、本委員會といたしましても慎重審議をいたしまする上におきまして、他の常任委員會と適當なる連繫を保ち、要すれば他の關係常任委員會の意見を徵するということも大變結構である、併しながらどこまでも我が決算委員會が行政機構に關する主たる任務を有しておる、その立場はあくまで取

つて行かなければならぬ、且つ又この決算委員會がかかる重大なる任務を持つておるということは、實は一般に

そこまで認識されていない憾みもあるので、この際この決算委員會の性格を一般によく知らしめるということも必要なことであるので、運營委員會にこの問題が取上げられる場合に當つて

も、その點について委員長におかれまして、適當なる御方法をお取りを願いたい、こういうふうな御意見が段々と出まして、皆各委員の意見はそれに一致いたしましたように見受けられますので、今後本決算委員會の運用をいたして行きます上におきましては、さような方針でお進みあらんことを希望いたします次第でござります。

○小川友三君 只今山下委員から發言

がありましたが、これは行政機構に関することは決算委員會がやることに決つておるのであります。それは參議院規則第四節第七十四條に明確に表記せられておるのであります。他の委員會の意見を参考に聽くことは必要でありまするが、斷じて決算委員會でこれは決定すべきものであります。安心して我々が調査し、決定をするといふことに御方針を確立をして貰いたいのであります。參議院規則を讀んで戴きますと、第四節七十四條に明確になつておるのであります。

○委員長(下條康齊君) 承りました。

十分に主張いたします。

○鈴木憲一君 更に一名の理事さんか

何かに、その席において願うことが適當ぢやないかと思ひますか、如何でしょうか。

○吉川末次郎君 許可を得て發言する

した通りであります、これは合同委員會を開かないでどん／＼決算委員會を決めまして、そうして議會で以てこ

れを發表する、本會議で發表するとい

う建前でやつて戴きたいのでありま

す。どうかそういう工合にお願いいた

します。

○委員長(下條康齊君) それでは只今

が、第一に、行政機構に關する事項は

決算委員會の權限事項である、第二に

は、その行政機構に關する事項を調查

審議するため、必要あるときは、他

の適當なる委員會と連繫を保ち、その

意見を徵する、第三には、併しながら

あくまでも決算委員會にその權限があ

るということを建前にする、こういう

趣旨で、この労働省並びにその他行政

機構に關する諸般の案件を處置するこ

とに御異議ございませんか。

○委員長(下條康齊君) さようにより決定いたしました。

○吉川末次郎君 參議院運營委員會でそ

れが問題になつて今日の午後一時から

は大變よく整つておつたと思いますか

ら、失禮ですが、出て戴いたらどうか

と思います。

○委員長(下條康齊君) 實は今日は……。

○山下義信君 どうぞお願いいいたしま

す。

○委員長(下條康齊君) それではこれ

で一應お詰りすることは済みました

が、散會後各分科會をお開き戴きました

て、主査の割當、それから副主査の御

決定を願いたいと思います。それでは本

日はこれで散會いたしました。

難うございました。

○委員長(下條康齊君) さようにより決定いたしました。

○吉川末次郎君 参議院運營委員會でそ

れが問題になつて今日の午後一時から

やいますか。

○吉川末次郎君 それでどうぞ一つ

右の點を……。

○委員長(下條康齊君) 承りました。

○委員長(下條康齊君) 承りました。

は大變よく整つておつたと思いますか
一、建設省の設置に關する陳情（第
三十六號）
一、建築行政の地方移管に關する陳
情（第四十號）
（陳第三十六號）昭和二十二年六月二
十七日受理 建設省の設置に關する陳情
宮城縣建設技術協會
日本國土の復興促進のため、強力なる
建設行政を司る中央機關として、建設
省を速かに設置されたいとの陳情。
（陳第四十號）昭和二十二年六月二十
七日受理 建築行政の地方移管に關する陳情
岐阜縣知事 武藤嘉門外一名
本年二月八日臨時建築等制限規則並び
に臨時物資需給調整法の實施により、建
築行政が運營せられることになつた
が、陳情書記載の理由により、これを
戰災復興院の地方出張所において、建
築行政が運營せられることになつた
知事において、運營出來るよう關係法
令を改正されたいとの陳情。
（陳第七十二號）昭和二十二年七月五
日受理 建設省の設置に關する陳情
山梨縣會議長 外六名（外六件）
この陳情の趣旨は、陳第三十六號と同
じである。
（陳第七十二號）昭和二十二年七月五
日受理 会に左の事件を付託された。
一、労働省設置法案（豫第十號）
政府委員
厚生事務官
（労働基準局長）江口見登留君
七月十六日本委員會に左の事件を付託
された。

一、建設省の設置に關する陳情（第
三十六號）

一、建築行政の地方移管に關する陳
情（第四十號）

（陳第三十六號）昭和二十二年六月二
十七日受理 建設省の設置に關する陳情
宮城縣建設技術協會
日本國土の復興促進のため、強力なる
建設行政を司る中央機關として、建設
省を速かに設置されたいとの陳情。
（陳第四十號）昭和二十二年六月二十
七日受理 建築行政の地方移管に關する陳情
岐阜縣知事 武藤嘉門外一名
本年二月八日臨時建築等制限規則並び
に臨時物資需給調整法の實施により、建
築行政が運營せられることになつた
が、陳情書記載の理由により、これを
戰災復興院の地方出張所において、建
築行政が運營せられることになつた
知事において、運營出來るよう關係法
令を改正されたいとの陳情。
（陳第七十二號）昭和二十二年七月五
日受理 建設省の設置に關する陳情
山梨縣會議長 外六名（外六件）
この陳情の趣旨は、陳第三十六號と同
じである。
（陳第七十二號）昭和二十二年七月五
日受理 会に左の事件を付託された。
一、労働省設置法案（豫第十號）
政府委員
厚生事務官
（労働基準局長）江口見登留君
七月十六日本委員會に左の事件を付託
された。

労働省設置法案
労働省設置法

第一條 政府は労働者の福祉と職業
の確保とを圖り以て經濟の興隆と
國民生活の安定とに寄與するため
に労働省を設置する。

第二條 労働大臣は、労働組合、勞
働關係の調整、労働に關する啓蒙
宣傳、労働條件、労働者災害補償
保險及び労働者保護に關する事
務、職業の紹介、指導、輔導、そ
他勞働靈給の調整に關する事務、
失業對策に關する事務、失業保險
に關する事務、労働統計調查に關
する事務その他の労働に關する事務
を管理する。

第三條 労働省に大臣官房及び左の
五局を置く。

五局を置く。
勞政局
婦人少年局
職業安定局
勞動統計調查局
勞動基準局

前項及び第四條乃至第九條の規
定にかかわらず、必要があるとき
は、政令の定めるところにより、
前項の部局の外に部局を設け、又
は省内において部局の所掌事務の
一部を變更することができる。

第四條 大臣官房においては、左の
事務を掌る。

一、機密に關する事項
二、官吏の進退身分に關する事項
但し、大臣が他の部局の專管に
屬せしめたものを除く。

三、大臣の官印及び省印の管守に
關する事項

四、所管行政に關する調査、企畫
及び考査一般並びに綜合調整に

關する事項

五 公文書類の接受、發送、編纂

及び保存に關する事項

六 経費及び收入の豫算、決算、事

會計及び會計の監査に關する事

項

七 官有財産及び物品に關する事

務を掌る。

第五條 勞政局においては、左の事

務を掌る。

一 勞働組合法の施行に關する事

項但し、勞働委員會が法律に基

いてその職務に屬せしめられた

事項を行うことを妨げるもので

はない。

二 勞働關係調整法の施行に關す

る事項但し、勞働委員會が法律

に基いてその職務に屬せしめら

れた事項を行うことを妨げるも

のではない。

三 勞働に関する啓蒙宣傳に關す

る事項

四 その他勞働に關する事項で他

の所管に屬しないもの

第六條 勞働基準局においては、左

の事務を掌る。

一 賃金、勞働時間及び休息に關

する事項

二 產業安全に關する事項

三 勞働衛生に關する事項

四 勞働者災害補償及び労働者災

害補償保險に關する事項

五 勞働能率の増進に關する事項

六 勞働者の福利厚生に關する事

項

七 工場、礦山その他の場所にお

ける勞働條件及び労働者の保護

に關する監督に關する事項

八 その他勞働基準法の施行に關

する事項その他労働條件及び勞

働者の保護に關する事項で他の

所管に屬しないもの

第七條 婦人少年局においては、左

の事務を掌る。

一 婦人及び少年勞働者に特殊の

勞働條件及び保護に關する事項

二 兒童の使用禁止に關する事項

三 家族勞働問題及び家事使用人

に關する事項

四 その他婦人及び年少勞働者に

特殊の勞働問題に關する事項

五 勞働者の家族問題に關する事

項但し、法律に基いて他省の所

管に屬せしめられたものを除く。

六 婦人の地位の向上その他婦人

に基いてその職務に屬せしめら

れた事項を行うことを妨げるも

のではない。

三 勞働に關する啓蒙宣傳に關す

る事項

四 その他勞働に關する事項で他

の所管に屬しないもの

第六條 勞働基準局においては、左

の事務を掌る。

一 職業の紹介、指導及び補導そ

の他勞務需給の調整に關する事

項

第七條 職業安定局においては、左

の事務を掌る。

一 職業の紹介、指導及び補導そ

の他勞務需給の調整に關する事

項

第八條 勞働省に産業安全研究所を

置き、工場事業場における災害預

防の調査研究及び工場事業場にお

ける災害預防に關する技術者の養

成訓練を掌らしめる。

第九條 勞働省の部局、機關及び

職員について必要な事項は、政令

整については、他省が法律に基

いて、その所管に屬せしめられ

た事務を行うことを妨げるもの

ではない。

第十條 勞働省に産業安全研究所を

置き、工場事業場における災害預

防の調査研究及び工場事業場にお

ける災害預防に關する技術者の養

成訓練を掌らしめる。

三 賃金、給料その他給與に關する定期統計及び刊行

四 勞働者生計費に關する定期統

計及び刊行

五 職業に關する定期統計及び刊

行

六 内外勞働事情に關する資料の

蒐集整理分析及び刊行

七 勞働者の生活、給與及び雇用

に關する經濟問題に關する調査

及び刊行

八 勞働省に産業安全研究所を

置き、工場事業場における災害預

防の調査研究及び工場事業場にお

ける災害預防に關する技術者の養

成訓練を掌らしめる。

第九條 勞働省の部局、機關及び

職員について必要な事項は、政令

整については、他省が法律に基

いて、その所管に屬せしめられ

た事務を行うことを妨げるもの

ではない。

第十條 勞働省の部局、機關及び

職員について必要な事項は、政令

整については、他省が法律に基

いて、その所管に屬せしめられ

た事務を行うことを妨げるもの

第三條中「九局」を「六局」に改

め、「勞政司

及「勞動基準局」を削除する。

第七條 削除 第七條ノ二及び第七條ノ三を削除する。

第八條第一號中「、國民健康保

險及勞働者災害扶助責任保險」

を及國民健康保險に改める。

第二十三條 削除 第二十三條削除する。

第十五條 勞働基準法の一部を次の

よう改正する。

第一、昭和二十年度歲入歲出總決算

一、昭和二十年度特別會計歲出歲入

一、昭和二十年度歲入歲出決算

(第一百條の二、第三項において準

用する場合を含む)乃至第一百九

條に改め、同條第四號中「第百

三項において準用する場合を含

む。)に、「勞動基準監督官」を

「勞動基準監督官又は婦人少年

局若しくはその指定する所屬官

この陳情の趣旨は、陳第三十六號と同

じである。

(陳第十八號)昭和二十一年七月十

日受理

建設省の設置に關する陳情

建設省の設置に關する陳情

建設省の設置に關する陳情

建設省の設置に關する陳情

建設省の設置に關する陳情

建設省の設置に關する陳情

池元愛媛縣土木部長外二十六件

この陳情の趣旨は、陳第三十六號と同

じである。

(陳第十八號)昭和二十一年七月十

日受理

建設省の設置に關する陳情

建設省の設置に關する陳情

建設省の設置に關する陳情

建設省の設置に關する陳情

建設省の設置に關する陳情

池元愛媛縣土木部長外二十六件

この陳情の趣旨は、陳第三十六號と同

じである。

(陳第十八號)昭和二十一年七月十

日受理

建設省の設置に關する陳情

建設省の設置に關する陳情

建設省の設置に關する陳情

建設省の設置に關する陳情

じである。

(陳第九十三號)昭和二十二年七月十
一日受理

建設省の設置に關する陳情
内務省關東土木建設技術協會外
十九名(外十九件)

この陳情の趣旨は、陳第三十六號と同
じである。

(陳第一百三號)昭和二十二年七月十二
日受理

建設省の設置に關する陳情

岡山縣緊要國道改良期成同盟會
長 岡山市長田中ヒロミチ外十
六名(外十六件)

この陳情の趣旨は、陳第三十六號と同
じである。